

※令和8年度予算概算要求に基づく資料です。今後変更があることにご留意ください。

スマート農業技術の開発・供給促進事業の概要及び応募に当たっての留意点

生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

(注) 生物系特定産業技術とは、

- ①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
 - ②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
- という2つの要件に該当する技術であり、バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、食品の加工技術の改善のための新素材、メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

1. スマート農業技術の開発・供給促進事業

2. 応募書類等

3. e-Rad応募

BRAIN

スマート農業技術の開発・供給促進事業

【令和8年度予算概算要求額 4,602（1,023）百万円】

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上「令和12年度まで」

＜事業イメージ＞

進課 (03-6744-7043)

1-2 令和7年度当初予算における応募者の要件①



【参考】

- 研究グループを組織し応募。
- 採択された場合には、代表機関はコンソーシアムを設立するとともに、構成員の役割分担を明確にして、研究課題を進行。

研究グループの例（委託契約締結までにコンソーシアムを設立）

1. 研究機関

- 代表機関（応募者）
- 共同研究機関

（自ら研究を実施する民間企業、大学、地方公共団体、一般又は公益法人、国立研究開発法人等であり、日本国内に設置された法人格を有する者）

2. 開発・供給支援機関

（研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業（製造事業者や農業支援サービス事業者）や普及を担う普及組織や農業者等、研究成果（製品等）のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者）

3. 研究管理運営機関※要する場合

（研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を行なう者であり、生研支援センターが必要と認めた場合に限り、設置することが可能。）

【参画必須（1. 研究機関又は2. 開発・供給支援機関として参画する必要あり）】

ア 社会実装を担う者、イ 研究用ほ場を有する者、ウ 農業者等（ウについては協力機関でも可）

協力機関の例（委託事業の実施する上での協力機関。研究グループ外。）

地域金融機関等（研究グループに参画し研究・検証等を実施する場合加算）、研究支援者、農業者等

【参考】

○ 代表機関の要件

- ・ 日本国内に設置された法人格を有する研究機関であること
- ・ 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員等を有すること
- ・ 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究代表者及び経理責任者を設置していること

等

（研究代表者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（**研究管理運営機関**）を設置可能

○ 研究グループの要件

- ・ 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- ・ 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- ・ 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

等

① 審査手続きについて

(1) 総合審査

- 応募書類等をもとに外部有識者（外部委員）及び行政担当者（行政委員）が本事業で定める審査実施要領の審査基準に基づき審査。

(2) 総合討議

- 各委員の採点結果等をもとに討議を行い、各研究課題の評点と順位を確定。

(3) 採択課題の決定

- 総合討議における選考結果について、運営管理委員会の承認を経て、採択課題を決定。

※審査の過程で質問票による確認を行う場合があります。その際は速やかな回答の提出にご協力ください。

※総合討議や運営管理委員会で議論の結果、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

なお、これらの審査手続きは非公開で行われ、審査の経過や内容等、審査に関する照会・問合せには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

1-5 令和7年度当初予算における審査基準【参考】



② 審査基準について（重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型））

1 必須項目

2 審査項目（開発領域：最大56点）

2 審査項目（供給領域：最大18点）

項目	内容
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか（適合又は不適合） 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要な手続・検討を進めているか（適合、条件付き適合、不適合）
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか（適合、不適合） 事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか（適合、条件付き適合、不適合）

項目	内容
(1) 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか（最大10点）
(2) 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか（最大3点）
(3) 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか（最大9点）
(4) 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか（最大9点）
(5) 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか（最大9点）
(6) 研究計画の具体性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか（最大10点）
(7) 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか（最大3点）
(8) 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか（最大3点）

項目	内容
(1) 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか（最大3点）
(2) 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか（最大3点）
(3) 開発等される製品・サービスの農業経営における益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか（最大9点）
(4) 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか（最大3点）

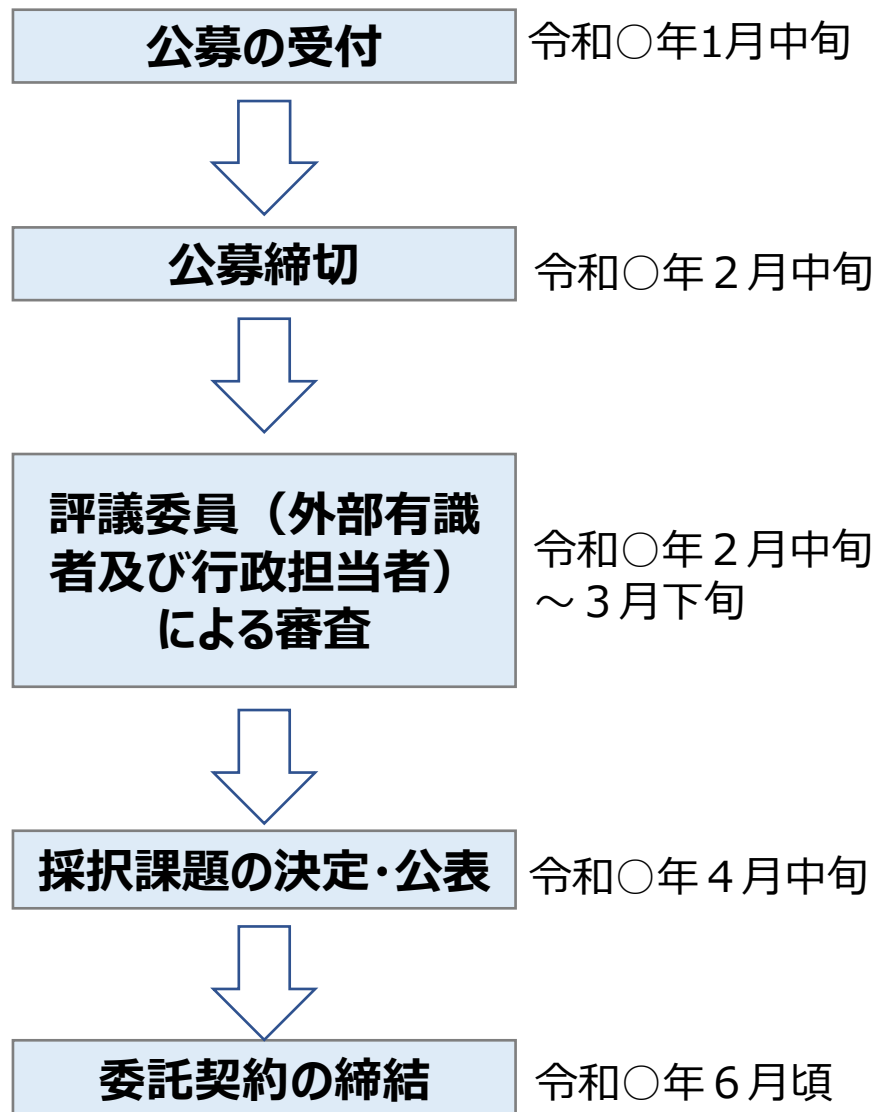
2 審査項目（政策領域：最大26点）

項目	内容
(1) 生産振興施策上の技術開発の必要性	開発による省力化や高度化の必要性が高い技術であるか（生産量が多い等より重要な品目を対象にしており、生産現場からのニーズが高く、既存技術と比較して省力化等の効果が優位な技術であるか）（最大15点）
(2) スマート農業技術の研究開発施策との関係性	食料・農業・農村基本計画で定められたKPIである、スマート農業技術活用促進法に基づく基本方針第二の1の（2）に位置付けられたスマート農業技術等の令和12年度までの実用化の達成のために、早期に開発に着手すべき技術であるか（開発に着手されておらず（若しくは着手されているものの生産現場に適用できる水準でなく）、かつ開発に時間を要するスマート農業技術であるか）。なお、類似事業における課題探採状況も考慮するものとする（最大10点）
(3) 関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合（①から③のいずれかに該当する場合1点）

※1 必須項目で不適合となった場合は、審査・採択されません。

※2 審査項目のうち開発領域・供給領域の合計点数の6割を下回った場合は、採択されません。

1-6 公募及び審査スケジュール【参考】



※**令和8年度**の公募に関する情報は、生研支援センターのウェブサイト、メールマガジン、X（旧ツイッター）等で発信しますので、ご確認ください。

〈生研支援センター（BRAIN）〉
<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/index.html>

★X（旧Twitter）・メールマガジンの登録はこちらから★

生研支援センター（BRAIN）
@BRAIN_JPN
URL: https://twitter.com/BRAIN_JPN

X（旧Twitter）
@BRAIN_JPN



【メールマガジンの登録手順】

配信を希望するメールアドレスから、件名に

「配信希望」、本文に「ご所属・お名前」を入力

maga-request@naro.affrc.go.jp

にメールを送信ください。

メルマガQRコード



1. スマート農業技術の開発・供給促進事業
2. 応募書類等
3. e-Rad応募

2. 令和7年度当初予算における応募書類等

1. 応募書類の構成（e-Radで提出するもの）

様式	研究課題提案書	【必須】
別記様式 1	参画機関の知的財産への取組状況等	【必須】
別記様式 2	情報管理実施体制について	【必須】
別記様式 3	研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
別記様式 4	研究支援者の情報等	【該当研究課題のみ】
別記様式 5	データマネジメントプラン ※「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」の契約の対象か否かを含む。	【該当研究課題のみ】
別記様式 6	オープンA P Iの要件化に係る確認事項	【該当研究課題のみ】
別記様式 7	研究活動の不正行為防止のための対応	【必須】

2. 審査参考資料（E-mailで提出するもの）

応募書類と併せ、審査参考資料として、研究課題提案書を要約したプレゼンテーション資料（説明動画：15分以内）を提出。

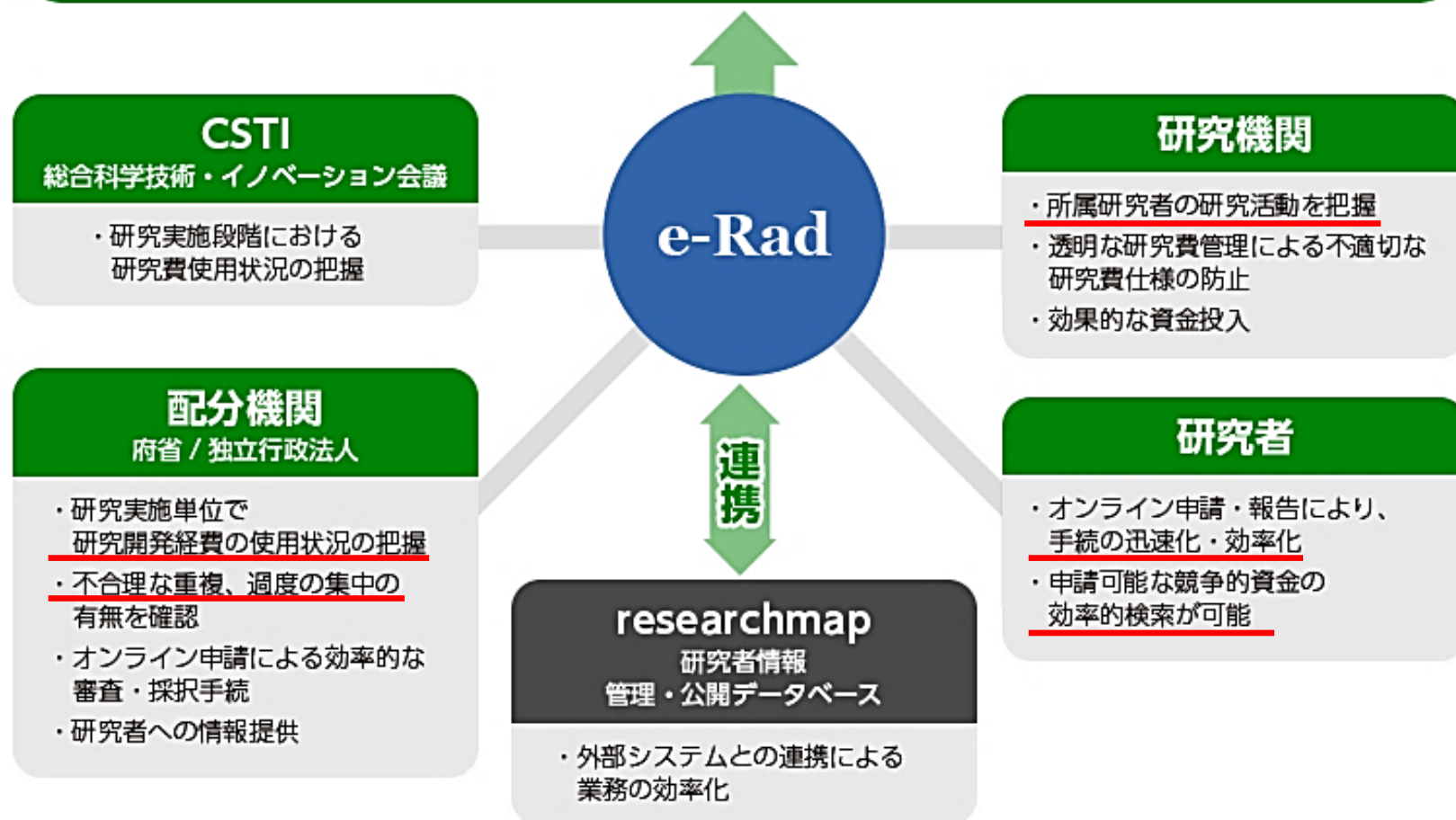
1. スマート農業技術の開発・供給促進事業
2. 応募書類等
3. **e-Rad応募**

3-1 e-Radシステムとは

<府省共通研究開発管理システム（e-Rad）>

競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する**府省横断的なシステム**

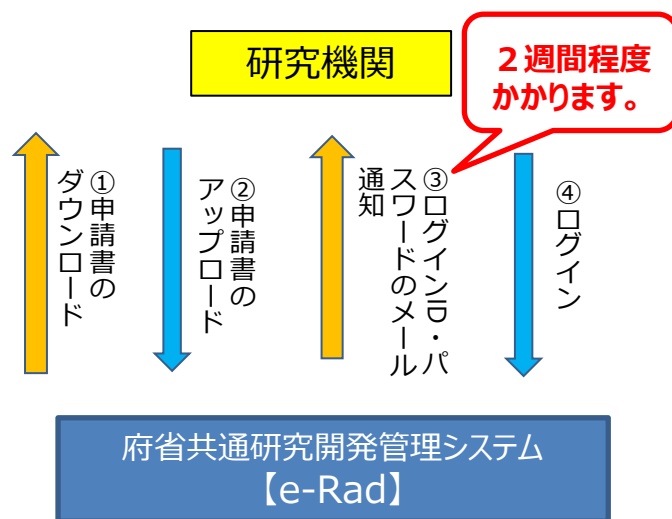
政府研究開発投資のアカウンタビリティ向上



3-2 e-Radでの応募

【e-Radによる応募の流れ】

○研究機関の登録申請手続き

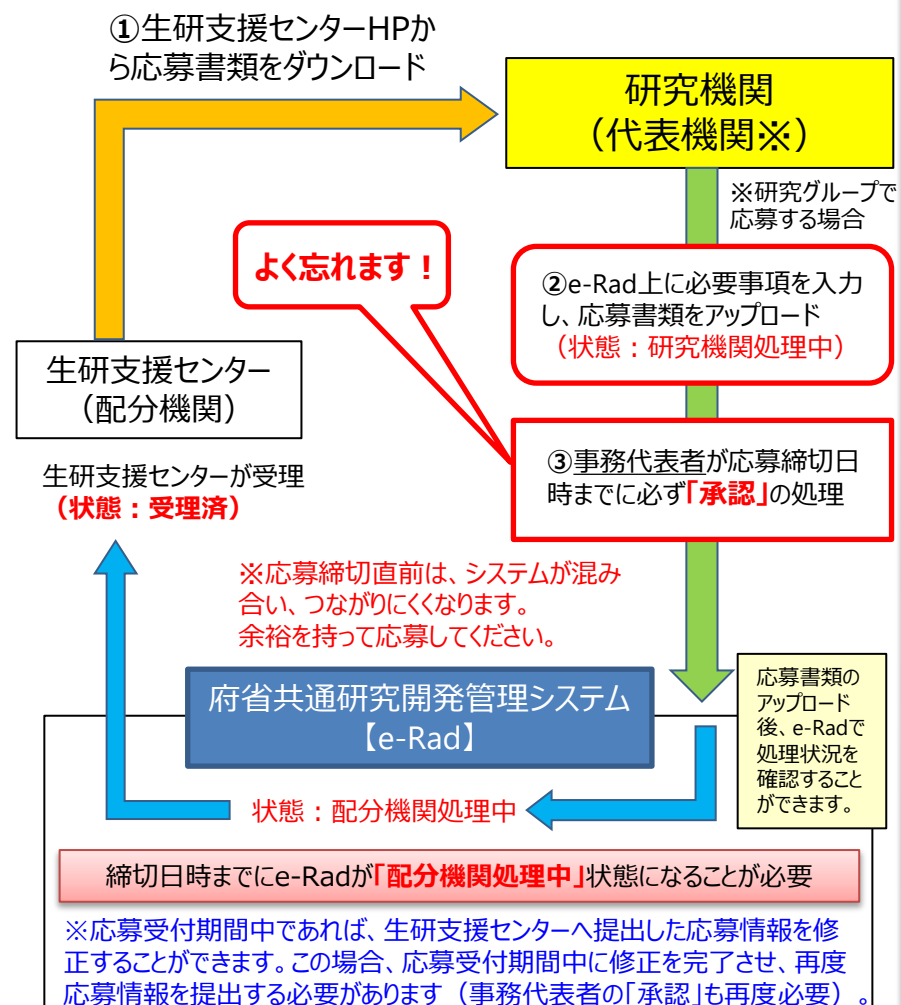


ログイン後、以下の情報登録が必要

- ・部局コードの設定、所属研究機関の基本情報の設定
- ・（事務分担者を置く場合）事務分担者の登録
- ・所属している研究者の登録

※登録（e-Rad番号の取得）は、代表機関だけではなく、構成員となる研究機関（共同研究機関）も必要です（共同研究機関のe-Rad番号は当該機関が自ら取得する必要があります）。

○課題提案書の応募手続き



ご清聴ありがとう
ございました。

続いて、「研究活動における不正行為の
防止」について説明いたします。
このままお待ちください。

生研支援センター競争的研究費に関する応募前説明会

〔・研究活動における不正行為の防止〕

生物系特定産業技術研究支援センター

民間、大学、独立行政法人等の研究勢力を集結し、産学官連携の拠点として、基礎から応用・実用化までの研究開発を強力に支援します。

(注) 生物系特定産業技術とは、

- ①農林漁業、飲食料品製造業やたばこ製造業など、
生物又は生物機能の成果に依存する産業で用いられる技術、
- ②生物の機能等に密接に関連する試験研究を必要とする技術、
という2つの要件に該当する技術であり、
バイオテクノロジー、作物の栽培管理や家畜の飼育、
食品の加工技術の改善のための新素材、
メカトロニクス等を応用する技術開発を含みます。

※生研支援センターは、生物系特定産業技術研究支援センターの通称です

(Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

目 次

1	不正行為等とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	不正行為等が行われた場合の措置・・・・・・・・・・・・	5
3	不正行為等に関する指針等・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	不正行為等の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	不正行為等が疑われる場合の対応・・・・・・・・・・・・	10
6	不正行為等の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

不正行為

- **ねつ造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- **改ざん** データ等を真正でないものに加工すること
- **盗 用** 他の研究者のアイデア等を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

このほか、**二重投稿**及び**不適切なオーサiership**が不正行為として認識されるようになってきており、**研究機関における研究成果の適切な取扱いが強く望まれます。**

不正使用等

- 不正使用 故意若しくは重大な過失により研究費を他の用途に使用すること、競争的研究費等の交付の決定やこれに付した条件に違反した使用をすること
- 不正受給 偽りその他不正な手段により研究費を受給すること

不正行為等により、研究活動に対する国民の信頼が損なわれれば、生研支援センターが研究費を配分する事業が成り立たなくなります。

不正行為等が行われた場合には

- 委託契約の解除、委託費の返還
- 研究費への応募・申請の制限（最長10年間）
研究機関による組織的な不正行為等が認定された場合には、競争入札参加資格を停止する措置を行います。
- 他の競争的研究費を所管する府省等に情報提供
他の配分機関においても、競争的研究費への応募・申請が制限される場合があります。

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った者だけではなく、その監督者や組織に対する信頼の失墜にもつながります！

3 不正行為等に関する指針等

- **競争的研究費の適正な執行に関する指針**
(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf
- **農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン** (農林水産省)
https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf
- **研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン**
(実施基準) (農林水産省)
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>

研究倫理教育の実施等

研究倫理教育の実施

- 研究機関の研究倫理教育の推進を統括する責任者の設置
- 研究者等への教育を推進するための体制や規程類の整備
- eL CoRE等のeラーニング教材や研究公正ポータル映像教材等を活用した教育の実施

※ eL CoRE <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

※ 研究公正ポータル https://www.jst.go.jp/kousei_p/

告発・相談受付窓口の設置

- 不正行為等の告発・相談窓口を設置し、窓口の利用方法等を教育で周知徹底

研究費の管理・監査体制の整備

- 研究機関の長は、最高責任者として、研究費の管理・監査の体制を整備
- 研究費の執行の責任と権限の所在と範囲を明確化し、研究機関の内外に周知・公表
- 全ての研究関係者に向け、分かり易く、明確な事務手続のルールを定める
- ルールを広く周知するとともに、ルールが適正に運用されていることをチェック

4 (3) 不正行為等の防止③

「研究倫理に関する誓約書」の提出

提出時期	対象者	内 容	提出方法
応募時	研究代表者	・ ガイドラインを遵守すること ・ 委託業務事務担当者説明会資料の動画を視聴し、内容を遵守すること	提案書の一部として提出
契約時	委託事業の研究活動に関わる全ての者	・ 研究倫理教育を実施したこと ・ ガイドラインを遵守すること ・ 委託業務事務担当者説明会資料を確認し、内容を遵守すること	代表機関がコンソーシアムの全構成員の誓約書をまとめて、生研支援センターに提出

誓約書が添付されていない提案書の審査は行いません。

また、誓約書を提出しない研究機関を含むコンソーシアムとは委託契約を締結しません。

不正行為等が疑われる場合の対応

- 生研支援センターに、研究者による不正行為等が疑われる旨の報告
- 研究機関に調査委員会を設置し、調査を実施
- 必要に応じて、不正行為等が疑われる研究者に対する委託費の使用停止等
- 生研支援センターに調査結果を報告
- 不正行為等が認定された場合には、研究機関の規程等による懲戒等

不正行為等が認定されるまでは、生研支援センターが不正行為等が疑われるとの事実を公表することはありません。速やかに、ご連絡、ご相談をお願いします。

6 不正行為等の事例

○ 不正行為等の概要

実際に出張していないにも拘らず、繰り返し、旅費を請求し、受領し、私的流用した。（不正使用額：約 20 万円）

○ 不正行為等の要因

コンプライアンス教育の不徹底
内部監査が適切に機能しなかった

○ 研究者に対する措置

研究費への応募・申請制限（最長 10 年）

○ 研究機関に対する措置

再発防止策の実施など

不正行為等が行われれば、不正行為等を行った**研究者の研究活動の機会が奪われる**とともに、**研究機関の信用の失墜**にもつながります。

不正行為等は、絶対に止めましょう。

ご清聴ありがとう
ございました

アンケートへのご協力を お願いいたします。

説明動画をご視聴いただいた方へ、ご意見等をお伺いする
ための簡単なアンケートを実施しております。

いただいたご意見等は、今後の参考とさせていただきます
ので、ご協力をお願いいたします。

→ 応募前説明webページ または 動画の概要欄 の
『アンケートフォーム』からご入力をお願いいたします。